



系統連系申請参考記入例 (北陸電力様向け)

系統連系申請参考資料には、申請書に記入頂く参考記入例が
入っています。

参考記入例の電力申請資料は、お取寄せ頂いた電力申請資料と
書式が異なる場合がありますが同様の記入項目に記入例を基に
記入ください。

また申請に必要な付帯資料は当サイト内の資料をご活用ください。

系統連系申請書類につきましては電力会社様より
申請者の方が必ず原本を入手頂きますようお願い致します。

系統連系申請書類 記入参考例

必ずご一読下さい

太陽光発電設備の低圧連系検討協議に必要な資料

北陸電力株式会社
福井支店 営業部

系統連系申込書の受領にあたっては、以下の書類が必要です。

お申込時には、以下の提出書類をすべて揃えてご提出下さい。

提出資料がすべて揃っていない場合は、お申込の受付が出来ず、技術検討を開始できないため、ご希望の系統連系・受給開始日に間に合わない場合がございます。また、資料の訂正があった場合には、再検討・確認をさせていただくことになるため、すみやかに提出をお願い致します。

1. 住宅等太陽光発電設備に係る設備認定通知書

- ・国に申請を行い、認定通知書を取得すること。10kW未満の太陽光はWEB上の入力支援システムを通じて申請。その他10kW以上の太陽光などは、設置エリアを管轄する経済産業局へ申請する。

2. 低圧太陽光発電設備技術検討用資料【当社所定様式】

- ・記入漏れや誤りがないように注意する。

3. 単線結線図

- ・別紙「系統連系が認められる配線例」を参照。
- ・解列箇所（遮断器種別、容量）、パワーコンディショナー（逆変換装置）、分電盤、電力量計等を記入する。
- ・逆潮流となる箇所に設置する漏電ブレーカーの「極数・素子数」を記入し、仕様が「逆接続可」または「太陽光連系用」であることを記入する。
- ・別紙「系統連系が認められる配線例」の基本パターン②の場合は、契約ブレーカー（当社SBを使用している場合を除く）が3P3Eであることを確認できるよう、「極数・素子数」を記入し、メーターカーおよび型式も記入する。
- ・発電出力が10kWを超過する場合には、発電設備の構造図を提出する。

4. 漏電ブレーカー仕様書

- ・逆潮流となる箇所に設置する漏電ブレーカーの仕様書を提出。
- ・仕様書の他にカタログ（写）、メーカーHPからの印刷でも良い。

5. 逆変換装置（パワーコンディショナー）の仕様書

6. J E T 認証証明書

- ・J E T 認証証明書（写）を添付のこと。
- ・認証期限が切れていないことを確認する。
(認証期限が切れていた場合は、個別の試験成績書をあわせて添付のこと。)

7. 直流発電機（モジュール）仕様書

8. 複数台連系試験成績書

- ・複数台連系の場合は、試験成績書を添付のこと。

以上

【留意事項】

- ・系統連系開始時の現地立会検査で上記申請内容と合致しているか確認を行ないます。万が一、申請内容と相違していれば検査不合格となり連系開始出来ない場合がございますので、当初申請していただいた内容に変更があれば、すみやかに変更の申請をお願いいたします。

申込日 平成 年 月 日(注1)

太陽光発電からの電力受給に関する契約申込書(低圧)

北陸電力株式会社 宛

【契約者】

太幹内に必要事項をご記入のうえ、ご捺印下さい。

現住所	(〒 - - -)		
(フリガナ)			
ご契約名義			印
電話番号	ご自宅 () - - -	携帯電話 () - - -	
営業者区分(注2)	営業者に該当する <input checked="" type="checkbox"/> 営業者に該当しない <input type="checkbox"/>		(いずれかに○)

・「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱(低圧)」(以下「契約要綱」といいます。)を承認のうえ、下記のとおり貴社電力系統への連系ならびに電力の買取を申込みます。

・なお、以下のいずれかに該当する場合には、本申込みは撤回するものとし、本申込みに基づく貴社との太陽光発電からの電力受給に関する契約が既に成立している場合であっても、当該契約が貴社によって解除されることに同意します。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合

・貴社が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第4条または第6条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合

・貴社が契約要綱に基づき算定した発電設備の系統連系に必要な費用を貴社の定める支払期日までに支払わない場合

・受給開始希望日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合(ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます)

・また、本申込みに関して、以下の点についても、併せて同意します。

・本申込みを撤回した場合、本申込みの内容の検討に要した費用等を貴社に支払うこと

(注1) 当該申込日は、適用となる割離価格および割離期間の判定に必要な場合があるため、必ずご記入下さい。

(注2) 営業者とは、株式会社等の営利法人、個人商店、個人事務所等をいいます。法人の場合、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等の公益法人は営業者に該当いたしません。

【申込内容】

新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更(変更理由: (いずれかに○))											
(変更の場合は理由をご記入下さい)											
設置場所	(〒 - - -)						契約書類等送付先				
住 所							現住所	設置住所			
電話番号	()										
発電設備	太陽電池最大出力	kW · kVA	受給電力	電気方式	交流	相	線式	60Hz	配線方法	余剰配線 <input type="checkbox"/> 全量配線 <input checked="" type="checkbox"/>	
	インバータ定格出力	kW · kVA		連系電圧			V				
認定発電設備ID(注3)											
太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備の併設の有無			あり ((注4)) <input type="checkbox"/> なし								
太陽光発電設備以外の自家発電設備等(二次電池含む)の併設の有無			あり ((注4)) <input type="checkbox"/> なし								
系統連系・受給開始希望日(注5)			平成 年 月 日								
主任技術者名・電話番号(注6)			() - - -								
工事店・販売店名		(担当者) TEL () - - - (担当者TEL) () - - -									

(注3) 当該再生可能エネルギー発電設備の設備認定通知書記載の設備ID(英数字10桁)をご記入下さい。

(注4) 当該再生可能エネルギー発電設備の設備認定通知書記載の発電設備区分をご記入下さい。

(注5) 系統連系・受給開始希望日をご記入下さい。なお、系統連系・受給開始日は、当社とお客様の協議のうえ、決定させていただきます。

(注6) 発電設備等が自家用電気工作物となる場合にご記入下さい。

【振込口座(注7)】

銀行・金庫	本店・支店			(フリガナ)	
農協・漁協	支所・出張所				
銀行コード*	支店コード*	預金種別	口座番号		
				口座名義	
		普通・当座			

(注7) 口座番号は右詰めでご記入下さい。ゆうちょ銀行の場合は振込専用の口座番号をご記入下さい。

【添付資料】

設備認定通知書、太陽光発電の系統連系に関する技術資料(例:保護遮断器整定値一覧表、単線接続図等)、その他必要資料

【北陸電力記入欄】

(対応する電気需給契約)

お客様番号

								-							-			
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

【個人情報の利用目的】

この申込書により北陸電力が取得するお客様の個人情報は、電気の受給契約の締結・履行、電気利用に関するサービス活動、電気需要開拓(販売促進)活動及びその他の電気事業のために利用いたします。

低圧太陽光発電設備技術検討用資料(JET認証品用)

1. 直流発電機

項目	仕様	
種別		
形式		
製造者		
出力特性	出力 KW [モジュール1枚当たり] 最大出力: W 最大出力動作電圧: V 最大出力動作電流: A 開放電圧: V 短絡電流: A 放射照度: AM1.5, 1kw/m ² モジュール温度: 25°C モジュール枚数: 枚	
	[モジュール1枚当たり] 最大出力: W 最大出力動作電圧: V 最大出力動作電流: A 開放電圧: V 短絡電流: A 放射照度: AM1.5, 1kw/m ² モジュール温度: 25°C モジュール枚数: 枚	

3. 逆潮流の有無 逆潮流 有・無

4. 逆変換装置

認証登録	有・無	承認登録番号	
形式		製造者	

項目	仕様	項目	仕様
交流出力関連	電気方式	自動電圧調整装置	有・無
	定格出力		最大110Vまでの整定可否
	定格電圧		可・否
	運転力率		整定上限値(ご希望がある場合) V

[保護継電器整定値一覧表]

系統事故対策	系統連系規程標準整定範囲		お客さま設備整定値		受動的方式	系統連系規程標準整定範囲		お客さま設備整定値	
	検出レベル (標準値)	時限 (標準値)	検出レベル	時限		検出レベル	時限	検出レベル	時限
系統事故対策	過電圧(OVR)	115V (110~120%)	1秒 (0.5~2秒)		単独運転検出対策	電圧位相跳躍検出	±3~±10度	0.5秒	
	不足電圧(UVR)	80V (80~90V)	1秒 (0.5~3秒)			3次高調波電圧歪急増検出	+1~+3%	0.5秒	
	周波数上昇(OFR)	60.6~61.8Hz	0.5~2秒			周波数変化率検出	±1~±0.3%	0.5秒	
	周波数低下(UFR)	58.2~59.4Hz	0.5~2秒			周波数シフト方式	定格周波数の数%	0.5~1.0秒	
お客さま構内事故対策	過電流素子(OC)付漏電遮断器			適・否	能動的方式	有効電力変動方式	運転出力の数%	0.5~1.0秒	
	製造者	極・素子数	P E	無効電力変動方式		定格出力の数%	0.5~1.0秒		
	逆接続	可・否	型式	負荷変動方式		定格出力の数%	0.5~1.0秒		
連系の再開	復電後 秒 自動・手動								

5. 引込方式 (特例適用の場合のみ記入する。)

引込方式	別引込方式・共用引込方式(Y字分岐)
発電機設置者と需要場所の電気の使用者	同一・相違

6. 単線結線図

解列箇所(遮断器種別、容量)、パワーコンディショナー(逆変換装置)、分電盤、電力量計等を記入する。

7. 漏電遮断器仕様書

仕様書の他にカタログ(写)、メーカーHPからの印刷でも良い。

8. JET認証証明書

JET認証証明書(写)を添付のこと。

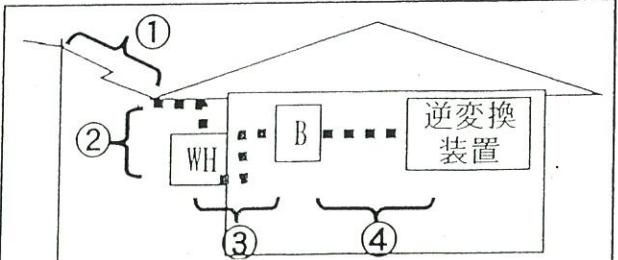
9. 複数台連系試験成績書

複数台連系の場合は試験成績書を添付のこと。

ただし、新型能動的方式の場合は添付不要。

お客様名	
------	--

2. 引込口配線および逆変換装置までの電線※1



先方柱

①: 先方柱～引込口配線 受電点

②: 引込口配線 受電点～WHM

③: WHM～分電盤までの配線

④: 分電盤～逆変換装置までの配線

①※2	②	③	④
電線種別			
電線サイズ			
長さ			

※1: これにあてはまらない場合は、単線結線図等に記入ください。

※2: 先方柱がある場合のみ①欄へ記入ください

北陸電力担当者メモ欄	
配電線名:	配電線No.:
引込柱No.:	変圧器柱No.:
低圧線 L:OW ()	変圧器容量: kVA
" E:OW ()	変圧器タップ: V
引込線: DV3 DS3 ()	S/S B MVA

低圧太陽光発電設備技術検討用資料(JET認証品用)

1. 直流発電機

項目	仕様	
種別	太陽電池モジュール標準仕様書内 太陽電池の種類を記入下さい	
形式	設置される太陽電池モジュールの品番を記入下さい	
製造者	三洋電機株式会社	
出力特性	出力 【モジュール1枚当たり】 最大出力: W 最大出力動作電流: A 短絡電流: A モジュール温度: 25°C	KW 最大出力動作電圧: V 開放電圧: V 放射照度: AM1.5, 1kw/m ² モジュール枚数:
	【モジュール1枚当たり】 最大出力: W 最大出力動作電流: A 短絡電流: A モジュール温度: 25°C	V 開放電圧: V 放射照度: AM1.5, 1kw/m ² モジュール枚数:

3. 逆潮流の有無 逆潮流 有・無

4. 逆変換装置

認証登録	有・無	承認登録番号	パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい																						
形式		製造者																							
項目	仕様	項目	標準仕様書・制御方式を確認																						
交流出力関連	電気方式 JET認証証明書・連系対象電路の電気方式などを確認 定格出力 標準仕様書・系統連系運転時を確認 定格電圧 標準仕様書・系統連系運転時を確認 運転力率 標準仕様書・系統連系運転時を確認	自動電圧調整装置	有・無 最大110Vまでの整定可否 可・否 整定上限値(ご希望がある場合) V																						
[保護继電器整定値一覧表]		JET認証証明書 単独運転検出機能の仕様及び整定値 を確認し記入下さい																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統連系規程標準整定範囲</th> <th colspan="2">お客さま設備整定値</th> </tr> <tr> <th>検出レベル</th> <th>時限</th> <th>検出レベル</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策 周波数上昇(OFR)</td> <td>60.0~61.6Hz 0.5~2秒</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策 周波数低下(UFR)</td> <td>58.2~59.4Hz 0.5~2秒</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		系統連系規程標準整定範囲		お客さま設備整定値		検出レベル	時限	検出レベル	時限	対策 周波数上昇(OFR)	60.0~61.6Hz 0.5~2秒			対策 周波数低下(UFR)	58.2~59.4Hz 0.5~2秒			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">お客さま設備整定値</th> </tr> <tr> <th>検出レベル</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過電流素子(OC)付漏電遮断器</td> <td>適・否</td> </tr> </tbody> </table>		お客さま設備整定値		検出レベル	時限	過電流素子(OC)付漏電遮断器	適・否
系統連系規程標準整定範囲		お客さま設備整定値																							
検出レベル	時限	検出レベル	時限																						
対策 周波数上昇(OFR)	60.0~61.6Hz 0.5~2秒																								
対策 周波数低下(UFR)	58.2~59.4Hz 0.5~2秒																								
お客さま設備整定値																									
検出レベル	時限																								
過電流素子(OC)付漏電遮断器	適・否																								
お客さま構内事故対策	現場で設置されるものを記入下さい																								
連系の再開	復電後 秒	自動・手動																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>引込方式</th> <th>別引込方式・共用引込方式(Y字分岐)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電機設置者と需要場所の電気の使用者</td> <td>同一・相違</td> </tr> </tbody> </table>				引込方式	別引込方式・共用引込方式(Y字分岐)	発電機設置者と需要場所の電気の使用者	同一・相違																		
引込方式	別引込方式・共用引込方式(Y字分岐)																								
発電機設置者と需要場所の電気の使用者	同一・相違																								

5. 引込方式 (特例適用の場合のみ記入する)

6. 単線結線図

解列箇所(遮断)

パワコンの標準仕様書、JET認証証明書を確認し記入下さい

記入する。

7. 漏電遮断器仕様書

仕様書の他にカタログ(写)、メーカーHPからの印刷でも良い。

8. JET認証証明書

JET認証証明書(写)を添付のこと。

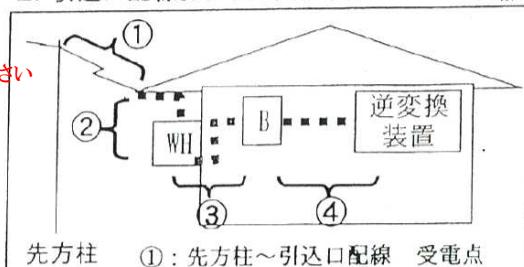
9. 複数台連系試験成績書

複数台連系の場合は試験成績書を添付のこと。

ただし、新型能動的方式の場合は添付不要。

お客さま名

2. 引込口配線および逆変換装置までの電線※1



先方柱 ①: 先方柱～引込口配線 受電点
②: パワコン取付部 逆変換装置

太陽電池モジュールの標準仕様書内
電気的性能を確認し記入下さい

電線種別	①※2	②	③	④
電線サイズ				

※1: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書
・連系保護機能の種類を確認し記入下さい

※2: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※3: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※4: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※5: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※6: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※7: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※8: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※9: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※10: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※11: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※12: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※13: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※14: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※15: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※16: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※17: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※18: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※19: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※20: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※21: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※22: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※23: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※24: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※25: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※26: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※27: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※28: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※29: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※30: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※31: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※32: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※33: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※34: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※35: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※36: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※37: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※38: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※39: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※40: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※41: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※42: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※43: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※44: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※45: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※46: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※47: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※48: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※49: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※50: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※51: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※52: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※53: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※54: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※55: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※56: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※57: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※58: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※59: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※60: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※61: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※62: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※63: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※64: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※65: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※66: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※67: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※68: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※69: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※70: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※71: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※72: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※73: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※74: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※75: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※76: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※77: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※78: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※79: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※80: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※81: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※82: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※83: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※84: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※85: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※86: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※87: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※88: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※89: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※90: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※91: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※92: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※93: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※94: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※95: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※96: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※97: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※98: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※99: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※100: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※101: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※102: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※103: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※104: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※105: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※106: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※107: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※108: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※109: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※110: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※111: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※112: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※113: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※114: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※115: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※116: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※117: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※118: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※119: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※120: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※121: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※122: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※123: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※124: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※125: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※126: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※127: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

※128: パワコンの標準仕様書内 JET認証証明書を確認し記入下さい

太陽光発電設備（低圧系統連系時）の配線例

1. 系統連系が基本的に認められない配線例

No	配線例	備考
1-1		<p>○内線規程 資料番号 3-5-5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏電B1は逆接続可能型が必要。 ・漏電B1は、太陽光発電設備が単相3線式電路（単相2線式200V含む）に接続される場合に3P3Eが必要。
1-2		<p>○内線規程 資料番号 3-5-5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏電B2は逆接続可能型が必要。 ・漏電B1およびB2は、太陽光発電設備が単相3線式電路（単相2線式200V含む）に接続される場合、3P2Eでよい。 <p>○系統連系規程 第2章 第1節 1-1 電気方式 過電流遮断器の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約Bは当社SBを使用している場合を除き、3P3Eが必要。
1-4		<p>○内線規程 資料番号 3-5-5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏電B1直後に太陽光発電設備用Bを接続することはできない。
1-5		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備は発電していない状態において自体の消費電力があるため、契約B電源側への接続は不可。 ・電力センサ等も負荷とみなすため、上記と同様に契約B電源側への接続は不可。

2. 系統連系が認められる配線例

No	配線例
2-1	
2-2	

〒910-8565
福井市日之出1-4-1
北陸電力株式会社 福井支店 営業部 配電計画課

・平日 8:40~17:20
・直通ダイヤルイン TEL: 0776-25-8738

 北陸電力

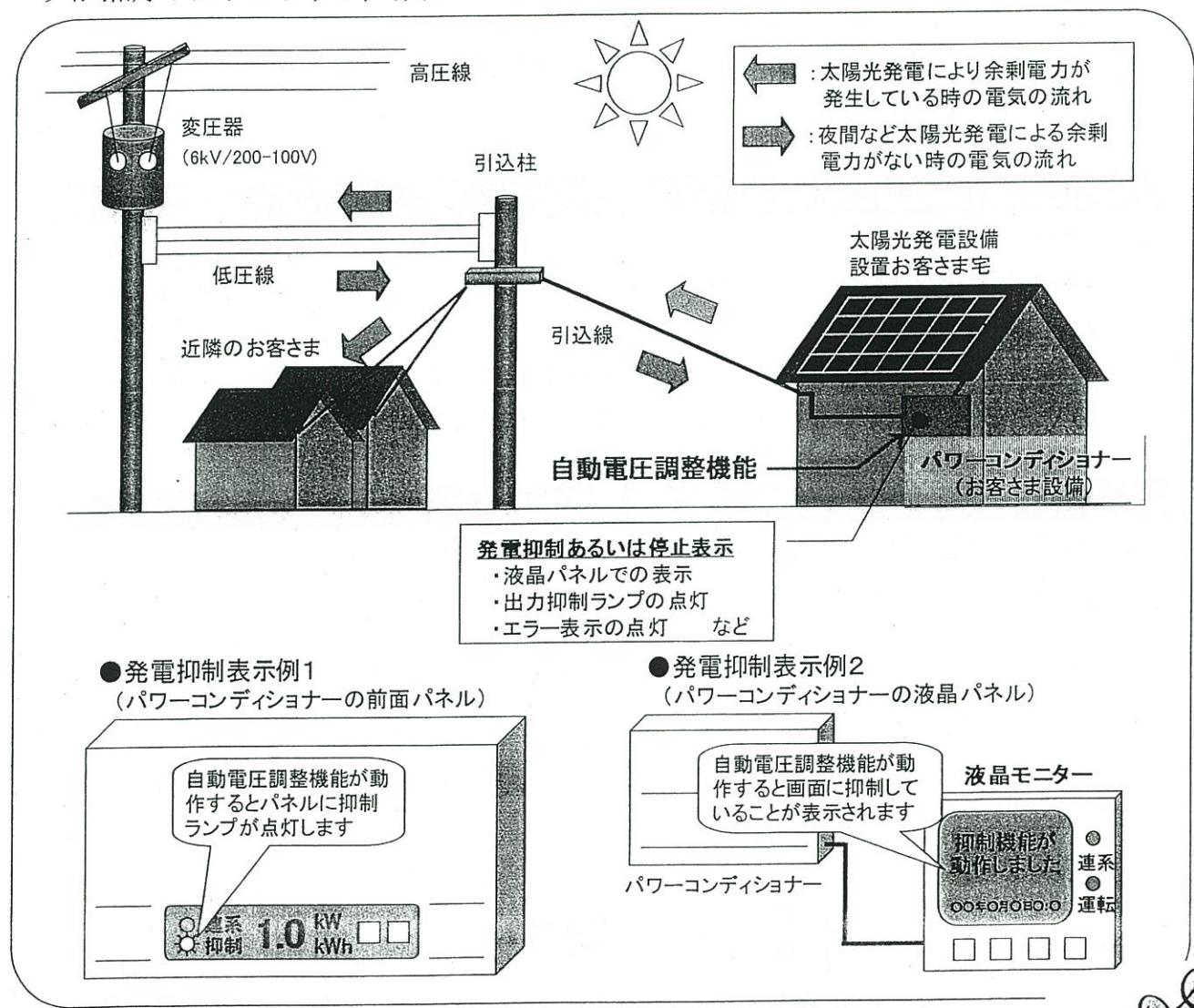
太陽光発電を設置されるお客様へ

太陽光発電の発電抑制について

太陽光で発電した電気は、お客様宅で消費した後、余った電気は当社の配電線に流れ込むことになりますが、その際、お客様宅の電圧が上昇し、法律で定められた適正電圧値を超えることがあります。

これを避けるために、太陽光発電には、国で定められたガイドラインに基づき、自動で電圧を調整する機能が付いており、太陽の光が照っている時でも、自動的に発電を抑制または停止する場合があります。

この場合、パワーコンディショナーの液晶パネルに動作表示されたり、出力抑制ランプが点灯したりしますが、機器の不具合ではございませんのでご了承ください。



☞自動電圧調整機能の詳細については裏面のQ & Aをご覧ください。



Q1 電圧が上昇するはどうしてですか？

A 1 太陽光により発電しているとき、電圧は上昇方向へ、逆に、お客さまが電気をご使用されるとき、電圧は下降方向へ変動します。すなわち、電気のご使用量よりも、発電量が上回るときは、電圧が上昇していくことになります。

(隣接の工場や事務所等が休みの場合など、近隣の電気の使用状況によっても電圧が上昇しやすくなります。)

また、水の流れと同じように、電気は電圧の高いところから低いところへ流れますので、お客さま宅の電圧が、当社配電線の電圧よりも高い状態になると、配電線に電気が流れ込み、その影響で配電線の電圧も上昇することになります。

Q2 発電を抑制するのはなぜですか？

A 2 太陽光発電により、お客さま宅の電圧が高くなりすぎると、お客さまの家電製品等が故障する可能性があります。また、この影響で、配電線の電圧も高くなり、近隣のお客さまにも同様の影響を及ぼす可能性があります。

そのため、太陽光発電には、電圧を調整するために、自動的に発電を抑制する機能が設置されています。

Q3 配電線の電圧はどのようになっていますか？

A 3 配電線は多数のお客さまに電力を供給しているため、その使用状況によって電圧は時々刻々と変動していますが、当社は法律で定められた適正電圧範囲内になるよう調整しています。

標準電圧が100Vの場合、95～107Vに、200Vの場合、182～222Vの範囲とするよう努めることが定められています。

(電気事業法26条および同法施行規則第44条)

Q4 自動電圧調整機能が頻繁に作動する場合はどのような対処法があるのですか？

A 4 太陽光発電の自動電圧調整機能は、お客さまからの申し出により、近隣のお客さまの供給電圧に影響を及ぼさない範囲で107Vを超えて設定することもできます。(電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン 資源エネルギー庁)

上記の対処をしても自動電圧調整機能が頻繁に作動する場合は、配電線の増強工事を行うことになります。

なお、その場合の工事費用についてはお客さまのご負担となりますのでご了承下さい。

 北陸電力

〒910-8565

福井市日之出1-4-1

北陸電力株式会社 福井支店 営業部 配電計画課

TEL: 0776-25-8738

